

(証券コード 7455)
株式会社パリミキホールディングス

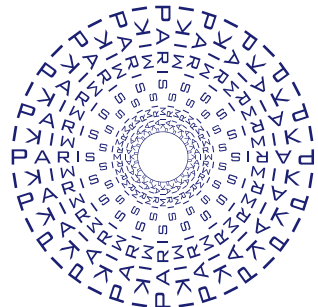
第77回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2025年6月26日（木曜日）午後2時
（受付開始 午後1時30分）

開催場所 東京都港区港南一丁目6番31号
品川東急ビル 8階 AP品川 Fルーム

※開催場所が前回と異なりますので、お間違えのない
ようご注意ください。



PARIS MIKI



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。

<https://p.sokai.jp/7455/>



証券コード 7455

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株主各位

〔本店〕 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

〔本社〕 東京都港区港南一丁目6番31号

株式会社パリミキホールディングス

代表取締役社長 澤 田 将 広

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト <https://www.paris-miki.com/>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRイベント」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「パリミキホールディングス」または「コード」に当社証券コード「7455」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使のお願い」に記載のいずれかの方法により、2025年6月25日（水曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午後2時
(受付開始 午後1時30分)
2. 場 所 東京都港区港南一丁目6番31号
品川東急ビル 8階 AP品川 F ルーム
(会場が前回と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われ

た議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「会計監査人の状況」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ④ 監査報告の「計算書類に係る会計監査報告」

したがいまして、当該書面は、監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎電磁的方法により招集ご通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書用紙等を請求される場合は、6頁に記載しております、みずほ信託銀行証券代行部の株式事務に関するお問い合わせ先までご請求ください。

◎本株主総会では、お土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は運営スタッフにつきましては、軽装（クールビズスタイル）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会の模様につきましては、株主総会終了後、動画（オンデマンド）配信を行う予定です。詳細は当社ウェブサイトにてご案内いたします。

当社ウェブサイト <https://www.paris-miki.com/>

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。
議決権の行使には、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



会場受付にご提出

議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

日 時 2025年6月26日(木曜日) 午後2時 場 所 品川東急ビル
8階 AP品川

株主総会にご出席されない場合「インターネット」または「郵送」で事前に議決権を行使いただけます。



インターネット パソコン／スマートフォン

パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことで議決権を行使していただけます。

詳しくは次頁をご覧ください。



議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

期 日 2025年6月25日(水曜日) 午後6時30分までに入力



郵 送

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

期 日 2025年6月25日(水曜日) 午後6時30分までに到着



インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

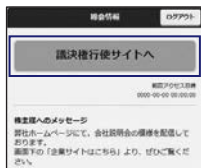
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

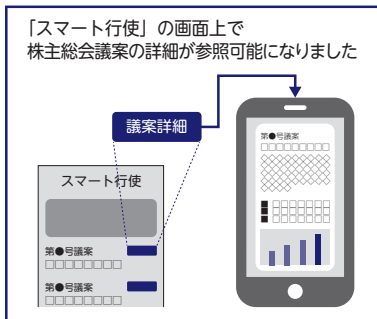
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



←「議決権行使サイトへ」をタップ

「スマート行使」での
議決権行使は1回のみ。

「スマート行使」の画面上で
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



←「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



←「議決権行使コード」を入力

←「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



←「初期パスワード」を入力

←実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

←「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

(インターネットによる議決権行使のご案内)

【ご注意】

- (1) 議決権の行使期限は2025年6月25日（水曜日）午後6時30分です。
お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネットにて議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。インターネットと書面（郵送）による議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。
- (3) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。
- (4) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

- (1) 「スマート行使」「スマートSR」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524（9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324（9：00～17：00＊）
※土・日・祝日を除く

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行い、あわせて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

その他、必要な文言の加除、修正、および条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (株式取扱規則) 第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。 (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め</u>、これを公告する。 ③ (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、9名以内とする。 (新 設) (取締役の選任方法) 第18条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する</u>。 ② (条文省略) ③ (条文省略) (新 設)	第2章 株式 (株式取扱規則) 第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。 (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め</u>、これを公告する。 ③ (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、9名以内とする。 ② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、<u>それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③ 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。) ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって当会社を代表する取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役にに対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
② 前項の通知は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設) (取締役会の決議方法等) <u>第23条</u> (条文省略) ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> <u>第24条</u> (条文省略) (取締役の報酬等) <u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 <u>第26条～第27条</u> (条文省略)	② 前項の通知は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第23条</u> 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議方法等) <u>第24条</u> (現行どおり) ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>第25条</u> (現行どおり) (取締役の報酬等) <u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。 <u>第27条～第28条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会 <u>(監査役の員数)</u> 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。 <u>(監査役の選任方法)</u> 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>(監査役の任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>(常勤の監査役)</u> 第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。 <u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 前項の通知は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (削 除) (常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 前項の通知は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議方法) <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u> (監査役会規則) <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> (監査役の報酬等) <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第6章 会計監査人 <u>第37条～第38条</u> （条文省略） （会計監査人の報酬等） <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> <u>第40条</u> （条文省略）	(監査等委員会の決議方法) <u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</u> (監査等委員会規則) <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> (削 除) (削 除) 第6章 会計監査人 <u>第33条～第34条</u> （現行どおり） （会計監査人の報酬等） <u>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u> <u>第36条</u> （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計算 <u>第41条～第44条</u> （条文省略） （新 設）	第7章 計算 <u>第37条～第40条</u> （現行どおり） <u>附則</u> （<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>） <u>第1条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第77回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	現 在 の 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当	候補者属性
1	た ね み き 多 根 幹 雄	代表取締役会長	☐ 再 任
2	さ わ だ ま さ ひ ろ 澤 田 将 広	代表取締役社長	☐ 再 任
3	な か お ふ み ひ こ 中 尾 文 彦	取締役副社長	☐ 再 任
4	い わ も と あ き こ 岩 本 章 子	社外取締役	☐ 再 任 ☐ 社 外

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	た ね み き お 雄 (1959年11月9日生) 再任	1984年 4 月 当社入社 1986年 8 月 当社取締役 1988年 3 月 当社代表取締役専務 1988年 6 月 当社代表取締役社長 1989年 2 月 ㈱ルネット代表取締役 1994年 5 月 当社代表取締役副社長 1997年 5 月 当社代表取締役副社長人事担当 1999年 3 月 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SAジェネラルマネージャー 1999年 6 月 当社代表取締役副社長人事・ 海外事業担当 2002年12月 コドモ リミテッド取締役(現任) 2003年 6 月 当社取締役 2005年 6 月 当社代表取締役 2008年 6 月 当社取締役 2008年 6 月 ㈱ルネット専務取締役 2009年 4 月 公益財団法人奥出雲多根自然 博物館理事長(現任) 2009年 7 月 ㈱三城(現 ㈱パリミキ)代表取 締役 2011年 6 月 当社取締役 2013年 8 月 クローバー・アセットマネジ メント㈱(現 ㈱パリミキアセッ トマネジメント)代表取締役社 長 2014年 9 月 PX Group SA取締役 2015年 1 月 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SA取締役 2015年 6 月 当社代表取締役副社長 2017年 6 月 当社取締役 2017年10月 ㈱ルネット代表取締役社長(現任) 2017年11月 当社代表取締役会長(現任) 2019年 1 月 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SA取締役会長(現任) 2023年10月 ㈱パリミキアセットマネジメ ント代表取締役会長	3,042,650株
〔取締役候補者とした理由〕 多根幹雄氏は、代表取締役会長として顧客第一の経営理念のもと中長期的な視点から重要な意思決定を行っており、当社グループ経営全般に関する豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	さわだ まさひろ 澤田 将 広 (1957年2月9日生) 再任	1980年4月 当社入社 2001年1月 PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD. 取締役 2004年4月 当社人事チーフ 2004年11月 当社執行役員人事チーフ 2005年9月 当社商品開発チーフ 2015年6月 ㈱三城(現 ㈱パリミキ)取締役 2016年2月 同社代表取締役社長 2016年6月 当社取締役 2017年5月 ㈱ルネット取締役副社長 2017年6月 当社代表取締役社長(現任)	51,852株
		(取締役候補者とした理由) 澤田将広氏は、当社の代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮して顧客満足の創造に努めており、また海外子会社や人事、商品開発などのさまざまな事業部門の責任者として業務執行の豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
3	なかお ふみひこ 中 尾 文 彦 (1961年3月21日生) 再任	1984年4月 当社入社 1986年11月 PARIS-MIKI OPTIQUE H.K.LTD. 支配人 1991年8月 PARIS MIKI OPTICAL (THAILAND)LTD.取締役 1996年9月 OPTIQUE PARIS-MIKI(S) PTE.LTD.取締役 2004年4月 当社百貨店事業担当 2004年11月 当社執行役員商品開発チーフ 2007年6月 当社取締役 2009年1月 ㈱三城(現 ㈱パリミキ)取締役 社長 2009年7月 同社代表取締役社長 2012年2月 当社取締役 2015年6月 当社専務取締役 2016年6月 当社副社長執行役員 2017年5月 ㈱ルネット取締役専務 2017年7月 ㈱メディシェアード代表取締 役社長 2018年6月 当社取締役 2020年7月 当社取締役副社長 2024年2月 当社取締役副社長CFO 2025年3月 当社取締役副社長(現任)	30,370株
		(取締役候補者とした理由) 中尾文彦氏は、当社グループの主要な子会社の代表取締役社長の経験があり、また海外子会社や商品開発などのさまざまな事業部門の責任者として業務執行の豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	いわもと あきこ 岩 本 章 子 (1968年5月27日生) 再任 社外	1991年4月 ファースト・シカゴ銀行(現JPモルガンチェース銀行) 入行 2000年4月 バンク・ワン銀行(現JPモルガンチェース銀行) バイス・プレジデント 2002年4月 カナダ・ロイヤル銀行 バイス・プレジデント 2004年4月 あおぞら銀行チーフ・ディーラー 2009年2月 OFFICE『W・I・S・H』代表(現任) 2012年4月 学校法人大阪経済大学経営学部客員教授 2015年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2017年5月 ㈱ルネット監査役 2018年5月 ㈱ルネット取締役 2023年7月 学校法人大阪経済大学理事(現任)	一株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕 岩本章子氏は、国際金融、国際経済に関する専門的かつ幅広い知見と国内外の金融業界において豊富な経験を有していることから、引き続きこれらの知見と経験を活かして経営陣に対する助言ならびに取締役の職務執行に対する監督をしていただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 多根幹雄氏は、株式会社ルネットの代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の親会社であります。
2. 他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岩本章子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2025年3月31日現在の株式数を記載しており、三城役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
5. 現在の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって岩本章子氏は9年であります。
6. 岩本章子氏は、過去10年間に株式会社ルネットの業務執行者または業務執行者でない役員であったことがあり、その地位および担当の状況は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、岩本章子氏は2019年5月に同社の役員を退任しております。
7. 当社は岩本章子氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で1百万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は多根幹雄氏、澤田将広氏、中尾文彦氏および岩本章子氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する(ただし、悪意または重大な過失があった場合を除く)補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の40頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】現在の取締役会のスキル・マトリックス（監査役会および執行役員を含む）

ふ り が な 氏 名	地 位 ・ 担 当	ダイバー シ ティ	経 営 全 般 の ス キ ル				会社戦略における ス キ ル ・ 特 性	
			企 業 経 営	グ ローバル	ファイナンス	ガバナンス	トキメキ	あんしん
たねみきお 多根 幹雄	代表取締役会長		●	●	●			資産運用
さわだ まさひろ 澤田 将広	代表取締役社長		●	●		●	デザイン エンターテ インメント	
なかお ふみこ 中尾 文彦	取締役副社長		●	●	●			メディカル
いわもと あきこ 岩本 章子	社外取締役	●		●	●			社会的 貢献
に の さとる 仁野 寛	社外取締役	●	●	●			デザイン アート ファッション	エコロジ サステナ ビリティ
とくおか きよかず 徳岡 清和	常勤監査役					●		
にしむら よしあき 西村 善朗	社外監査役		●	●	●		EC 資金決済 DX	
さだ としき 佐田 俊樹	社外監査役		●	●	●		デザイン	対話力
つねよし ゆうじ 恒吉 裕司	執行役員 営業担当		●			●	ホスピタ リティ	コーチング
とみなが りょういち 富永 良一	執行役員 CHRO		●					サステナ ビリティ
かやま ゆうじ 加山 雄治	執行役員 商品担当		●		●	●	商品企画	製造 品質管理
やぎぬま まさのり 柳沼 雅紀	執行役員 CFO			●	●			

- (注) 1. 各役員の有する主なスキル、期待されるスキル（3つまで）を表しております。
2. ダイバーシティの項目は、多様性に関わる要素（性別、海外生活拠点など）を表しております。
3. 当社は「『トキメキ』と『あんしん』で一人おひとりより豊かに」をパーパス（存在意義）として定めており、経営全般のスキルに加えて、これらの要素に特に関わりのある各役員の有するスキル・特性などを表しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における 地 位 お よ び 担 当	候 補 者 属 性
1	とくおか きよかず 徳 岡 清 和	常勤監査役	新任
2	にしむら よしあき 西 村 善 朗	社外監査役	新任 社外 独立
3	さ だ としき 佐 田 俊 樹	社外監査役	新任 社外 独立

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	とくおか きよかず 徳岡 清和 (1960年2月16日生) 新任	1982年3月 当社入社 2011年1月 ㈱三城（現㈱パリミキ）執行役員近畿ブロック 2012年4月 同社京阪・大阪南ブロックGM 2015年4月 同社東中国ブロックGM 2019年4月 同社執行役員営業担当 2021年4月 同社執行役員西日本営業担当 2023年6月 同社監査役(現任) 2023年6月 ㈱金鳳堂監査役(現任) 2024年6月 ㈱パリミキアセットマネジメント監査役(現任) 2024年6月 当社常勤監査役(現任)	29,536株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 徳岡清和氏は、営業部門の責任者を務められ、また当社子会社の監査役としての経験を有していることから、これらの経験と見識を活かして客観的な立場から適切な監督を行うことにより監査等委員である取締役として職責を遂行できるものと判断し、取締役候補者としたしました。			
2	にしむら よしあき 西村 善朗 (1966年12月29日生) 新任 社外 独立	1993年9月 太田昭和アーンストアンドヤング（現EY税理士法人）入社 1996年11月 税理士登録 1997年4月 富士銀行（現みずほ銀行）出向 2002年4月 KPMGビートマーウィック（現KPMG税理士法人）シニアマネージャー 2003年12月 ㈱ユナイテッド・パートナーズ会計事務所代表取締役(現任) 2003年12月 西村善朗・税理士事務所所長(現任) 2011年7月 ㈱ルネット監査役 2016年6月 当社社外監査役(現任)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 西村善朗氏は、経営経験や税理士としての専門的な知識・経験等を有していることから、これらの知見を活かして経営全般や企業監査に関して専門的かつ幅広い観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	さ だ と し き 佐 田 俊 樹 (1950年6月16日生) [新任] [社外] [独立]	1974年 4 月 野村證券㈱入社 1989年 6 月 Nomura France S.A.社長 1998年 6 月 野村證券金融経済研究所所長 2000年 6 月 野村アセットマネジメント㈱執 行役員 2005年 6 月 ㈱ジャフコ (現ジャフコ グル ープ㈱) 社外監査役 2011年 3 月 ㈱カヤック社外監査役 2012年 6 月 イー・アクセス㈱社外監査役 2013年 7 月 ペアリング投信投資顧問㈱ (現ペアリングス・ジャパン ㈱) 社外監査役 2015年 6 月 ㈱キッツ顧問 2016年 7 月 ㈱グッドパッチ社外監査役 (現任) 2017年 8 月 ㈱レノバ社外監査役(現任) 2018年 3 月 ㈱ドラフト社外監査役 2018年11月 ㈱ほぼ日社外監査役(現任) 2019年 6 月 当社社外監査役(現任) 2021年 6 月 ㈱三城 (現㈱パリミキ) 監査役 (現任)	30,000株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 佐田俊樹氏は、証券会社での勤務・経営経験や投資顧問会社および事業会社での豊富な社外監査役の経験をもっていることから、これらの知見を活かして経営全般や企業監査に関して専門的かつ幅広い観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。			

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 西村善朗氏および佐田俊樹氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2025年3月31日現在の株式数を記載しており、三城役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
 4. 西村善朗氏は、過去10年間に株式会社ルネットの業務執行者でない役員であったことがあり、その地位および担当の状況は、上記「略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は2019年5月に同社の役員を退任しております。
 5. 当社は徳岡清和氏、西村善朗氏および佐田俊樹氏との間で責任限定契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、各氏との間で1百万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 当社は徳岡清和氏、西村善朗氏および佐田俊樹氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する (ただし、悪意または重大な過失があった場合を除く) 補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の40頁に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 8. 当社は、佐田俊樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、西村善朗氏は選任が承認された場合は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たすことになるため、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とさせていただきますと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

なお、当社における第77期事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、事業報告40頁以下に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容改定の件

当社は、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の取締役の報酬額とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）でストック・オプションとして新株予約権を発行することをご承認いただき、今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮し、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠として、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）に対するストック・オプションとしての新株予約権を年額100百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）の上限額のもとで発行することおよび新株予約権の具体的な内容について、以下のとおりご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

本議案は、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を事業報告40頁以下に記載のとおり定めておりますが、本議案は当該方針に基づき提案するものであり、また新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は軽微であることを勘案し、その内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. 取締役に對し新株予約権を発行する理由

当社の取締役に企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式2,000,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む）また

は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

20,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は100株とする。（ただし(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う）

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。以下同様とする）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会で定めるところによる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定する。

(8) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役、監査等委員である取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当社グループの経営理念

経営理念

『第一に お客様と その未来のために』

『第二に 社員と その未来のために』

『第三に 企業と その未来のために』

信条

第一原則 世界中のすべての企業のうちで、わが社は最善の顧客サービス
を持とうとする。

第二原則 個人に対する尊敬と、自然と人間に対する興味と関心を持とう
とする。

第三原則 一つ一つの組織…人間はその任務の全部を、堂々と説くことを
考えながら、着実に任務を持とうとする。

当社は、2022年4月1日付で「株式会社パリミキホールディングス」に商号を変更いたしました。この節目において、これからの時代の大きな変化のなかで、お客様は何にお困りで、私たちに何ができるのかを自らに問いかけ、お一人おひとりのお客様に「お合わせする」ことの大切さをあらためて認識いたしました。真の「こころの豊かさ」の実現に向けて、経営理念に基づきパリミキホールディングスが目指すもの・目指す姿を、Purpose（パーパス）・Vision（ビジョン）・Value（バリュー）として定めております。

Purpose（パーパス、存在意義）

「トクメキ」と「あんしん」でお一人おひとりをより豊かに

Vision（ビジョン、目指す姿）

2030年、私たちは世界的な「ホスピタリティブランド」になる

Value（バリュー、存在価値）

お一人おひとりにお合わせした未来につながるおせっかい

他にない、あらたな価値創造へのあくなき追求

自分で考え、自らの責任で生きる真の自立

(2) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内経済は、米国の関税政策を巡る不確実性への懸念はあるものの、実質賃金の改善傾向も見られ、全体としては堅調に推移したと見られます。しかしながら、国内の個人消費においては、生活必需品を中心とした物価上昇による節約志向が強まっており、今後の消費マインドの悪化を招き、回復ペースは緩やかなものに留まるものと予想されます。

小売業界においても、消費者の実質所得の改善が売上を支えていると見られ、インバウンド需要の増加も相まって、概ね堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループの国内事業においても、売上高は前年を上回って推移しており、眼鏡単価の上昇などが寄与しました。節約志向が高まるなかでも、自分に合った眼鏡を求める顧客ニーズに応えるため、品揃えの充実を図るとともに、生活スタイルに合わせた眼鏡レンズを提案できる人材の育成に注力しております。具体的には、国家検定資格である眼鏡作製技能士の資格取得の推進と支援、そして『眼を救え』プロジェクトを通じた視力測定の重要性のアピールなどを実施してまいりました。加えて、インバウンド顧客を中心にサングラスの売上も好調であったことが、売上高の前年比増に貢献したと考えております。

国内の主要子会社であります(株)パリミキにおきましては、前年度に引き続きサングラスの売上が堅調で、インバウンド売上が好調であったことやプライベートブランド商品を中心に品揃えを充実させるなどしてきたことが売上高増につながったものと見ています。また、主に百貨店に展開しております(株)金鳳堂におきましても、インバウンド売上が引き続き伸長し、眼鏡一組単価の向上もあり、特に下半期においては、コロナ禍以前を大きく上回る売上高を計上することができました。

販売費及び一般管理費につきましては、(株)パリミキにおいて、当連結会計年度は『眼を救え』をテーマに最適視界カウンセリング（Personal Direction）の重要性を周知し関心を高めるためのテレビCMやウェブ広告などのプロモーションを積極的に展開した結果、広告宣伝費は前連結会計年度よりも増加しました。また、売上高の増加に伴う変動性賃料やキャッシュレス決済の普及による手数料の増加など、期初の想定を上回る費用増加により、営業利益は前年を下回る結果となりました。

海外子会社におきましては、売上高はほとんどの法人で前年実績を上回っており、東南アジアの各法人は利益も堅調に推移しました。しかしながら中国法人は中国国内の経済環境が向上かず厳しい状況が続いていることから整理を進めており、海外法人のなかでは最も営業損失を出している状況となっています。また総じて販売費及び一般管理費は増加しており、海外法人合計では営業赤字額が増える結果となりました。

また、前連結会計年度より連結対象となりましたカンボジア法人につきま

しては堅調に売上をあげており、利益にも貢献しております。以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高50,782百万円（前期比1.7%増）、営業利益1,383百万円（前期比28.3%減）、経常利益は1,700百万円（前期比34.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益887百万円（前期比47.5%減）となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資額は、2,011百万円であります。

当社グループの当連結会計年度中における出店数、主な改装店数および退店数は以下のとおりであります。

〔国内小売事業〕

地 域 名	出 店 数	改 装 店 数	退 店 数
北 海 道 ・ 東 北	1 店舗	2 店舗	1 店舗
関 東	6	4	2
中 部	4	3	3
近 畿	5	15	5
中 国	2	－	2(1)
四 国	3	－	2(1)
九 州 ・ 沖 縄	－	－	1
合 計	21 店舗	24 店舗	16(2) 店舗

(注) () 内は、のれん自立店の店舗数であり内数であります。

〔海外小売事業〕

地 域 名	出 店 数	改 装 店 数	退 店 数
ヨ ー ロ ッ パ	－ 店舗	－ 店舗	－ 店舗
ア ジ ア	3	－	15
オ セ ア ニ ア	1	－	－
ア メ リ カ	－	－	－
合 計	4 店舗	－ 店舗	15 店舗

③ 資金調達の状況

当社グループは、資金調達の機動性および安定性の確保を目的として取引銀行1行との間にグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当社および連結子会社に係る貸出コミットメントの総額は7,900百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高は1,670百万円であります。

④ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2024年7月1日を効力発生日として、株式会社ルネットとの間で同社が営む資産運用事業を会社分割（吸収分割）の方法により当社が承継する吸収分割契約を締結いたしました。詳細につきましては、連結注記表の（取得による企業結合に関する注記）に記載のとおりであります。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第74期 2022年3月期	第75期 2023年3月期	第76期 2024年3月期	第77期 当連結会計年度 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	44,092	47,400	49,912	50,782
経 常 利 益 (百万円)	175	1,206	2,592	1,700
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (百万円)	△1,108	501	1,690	887
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△21.82	9.88	33.24	16.17
総 資 産 額 (百万円)	35,784	37,371	40,021	42,985
純 資 産 額 (百万円)	27,446	28,204	30,023	32,772
1株当たり純資産額 (円)	530.24	542.74	572.83	571.89

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第74期 2022年3月期	第75期 2023年3月期	第76期 2024年3月期	第77期 当事業年度 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	523	520	546	514
営 業 収 益 (百万円)	952	989	943	1,010
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	89	△291	△196	△71
当期純利益又は 当 期 純 損 失 (百万円) (△)	16	△149	△288	△163
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.33	△2.95	△5.66	△2.99
総 資 産 額 (百万円)	30,057	30,029	31,721	30,477
純 資 産 額 (百万円)	29,137	28,742	28,390	28,943
1株当たり純資産額 (円)	570.96	562.37	551.40	513.20

(注) (上記①、②に関する注記)

1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(期末自己株式数を除く)により算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ルネット	100百万円	52.28%	投資事業

- (注) 1. 株式会社ルネットは当社の議決権の46.85%を保有しております。当社への議決権比率欄には、同社の代表取締役を兼務している当社代表取締役会長多根幹雄氏の保有する当社の議決権比率5.43%を合算しております。
2. 2024年7月1日に株式会社ルネットを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割契約の効力発生により、同社の資産運用事業を当社が承継し、吸収分割の対価として当社の自己株式4,850,000株を同社に交付いたしました。同社の緊密な者に該当する当社代表取締役会長多根幹雄氏の保有する当社の議決権を合算した当社の議決権の割合が50%超となるため、株式会社ルネットは同日付で当社の親会社となりました。

② 親会社との間の取引に関する事項

- イ. 取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項
当社の親会社は、株式会社ルネットであります。当事業年度における当社と親会社との間の取引は、個別注記表の（関連当事者との取引に関する注記）をご参照ください。親会社との間の取引については、取締役会規則に基づき社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において審議して決定しております。
- ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由
親会社との取引については、上記イ. の留意事項や取締役会において当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社パリミキ	100百万円	100.0%	眼鏡小売業
株式会社金鳳堂	100百万円	100.0%	眼鏡小売業
株式会社グレート	100百万円	100.0%	総合建設業・内装仕上業 店舗設計・施工
株式会社クリエイトスリー	100百万円	100.0%	眼鏡フレーム製造業
株式会社オプトメイク福井	20百万円	100.0%	眼鏡フレーム修理業
株式会社メディシェアード	20百万円	100.0%	医療関連事業
PARIS MIKI S.A.R.L.	4,000 千€	100.0%	フランスにおける眼鏡 小売業
OPTIQUE PARIS-MIKI(S) PTE.LTD.	190 千S\$	73.7%	シンガポールにおける 眼鏡小売業
PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD.	44,586 千A\$	100.0%	オーストラリアにおけ る眼鏡小売業
MIKI,INC.	1,800 千US\$	100.0%	アメリカ（ハワイ）に おける眼鏡小売業
OPTIQUE PARIS MIKI(M) SDN BHD	1,000 千M\$	100.0%	マレーシアにおける眼 鏡小売業
巴黎三城光学（中国）有限公司	140,226 千RMB	100.0%	中国における眼鏡レン ズ製造業・眼鏡小売業
巴黎三城眼鏡股份有限公司	29,800 千NT\$	100.0%	台湾における眼鏡小売業
PARIS MIKI OPTICAL (THAILAND) CO., LTD.	10,000 千B	98.0%	タイにおける眼鏡小売業
PARIS MIKI KOREA INC.	1,050 百万ウォン	100.0%	韓国における眼鏡卸売業
上海巴黎三城眼鏡有限公司	520 千RMB	(注) 3 100.0%	中国における眼鏡小売業
JAPAN INTERNATIONAL EYE HOSPITAL CO.LTD. (注) 2	1,000 千US\$	(注) 4 97.0%	ベトナムにおける医療 関連事業
PARIS MIKI (CAMBODIA) CO., LTD	787 千US\$	100.0%	カンボジアにおける眼 鏡小売業
株式会社パリミキアセットマネジメント	100百万円	100.0%	投資信託の設定、運用 および販売
Paris Miki (International) SA	15百万 CHF	100.0%	投資助言、有価証券へ の投資

- (注) 1. 株式会社パリミキアセットマネジメントとParis Miki (International) SAの2社は、当期より重要な子会社に追加しております。
2. 2025年2月4日付で、HATTORI & DREAM PARTNERS LTD.は、商号をJAPAN INTERNATIONAL EYE HOSPITAL CO.LTD.に変更しております。
3. 当社の子会社である巴黎三城光学（中国）有限公司が所有する議決権比率であります。
4. 当社の子会社である株式会社パリミキが所有する議決権比率であります。
5. 当社の連結子会社は上記20社を含めた30社であります。

④ 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	21,486百万円	30,477百万円

(5) 対処すべき課題

当社は、創業以来の経営理念である、「第一にお客様とその未来のために」「第二に社員とその未来のために」「第三に企業とその未来のために」を基本に、さらに「トキメキ」と「あんしん」を提供する企業へと進化していくことを念頭においた中期経営計画を策定しており、中期経営計画では、長期経営ビジョン「2030年、私たちは世界的な『ホスピタリティブランド』になる」ことを目指しております。

選択と集中や差別化による持続可能かつ収益性の高いビジネスモデルへの転換が急務であり、また物価の高騰や小売市場における変化など将来の見通しの不透明さが増した経営環境のなかで従来のような2030年度までの中・長期的な経営目標は設定しない形で計画のあり方を見直し、より強靱かつ柔軟な事業構造の構築に注力する新たな計画を策定いたしました。

当社の主力である眼鏡事業につきましては、価格競争に巻き込まれるのではなく、「専門性」「パーソナライズ」「信頼」を3つの中核的な価値と位置づけ、差別化された顧客体験の提供を通じて競争優位性を高めてまいります。

加えて、これまで眼鏡店として培ってきた知見・技術・ホスピタリティを活かし、メディカル事業や資産運用事業といった他領域との連携を深め、お客様に対して「信頼・あんしん・洗練」を一体として提供できる企業グループを目指してまいります。

国家検定資格「眼鏡作製技能士」制度が2022年より開始されており、当社グループでは眼鏡医療技術専門学校ワールドオプティカルカレッジと連携した社内教育に注力し、これまでに1,102名の合格者を輩出することができました。また補聴器の「認定補聴器技能者」においても318名の資格保有者を有しており、今後更有資格者を増やしていくことで、お客様の「あんしん」にさらにお応えできるよう、人材の育成に継続して取り組んでまいります。各店舗では、お一人おひとりのお客様の生活シーンに合わせた視力測定「ビジュアルライフケア」とあわせて「オーディオライフケア」を推進し、お客様の「心が豊かになる聞こえ」の実現と新たな需要創造を目指し、社員の技術力・提案力の向上にも積極的に取り組んでまいります。

商品では、機能性やデザイン性に優れたプライベートブランドによる眼鏡フレームの充実を図り、また眼鏡レンズでは、目的別に機能を持ったものや、眼の健康に配慮した優れた商品の開発とアピールを継続して行っております。また、子会社で福井県鯖江市を拠点とする眼鏡フレーム製造の㈱クリエイトスリーは、世界的水準の優れたプライベートブランド商品を開発・製造しております。眼鏡修理を専門とする㈱オプトメイク福井とともに、商品の企画・開発か

らメンテナンスまで一貫して行える企業グループとして、お客様に愛着のあるよい商品を長く使っていただくことにより環境を守り、鯖江の協力工場とともに日本の誇る伝統的産業の持続的な発展にも寄与していきたいと考えております。

海外事業におきましては、今後人口ボーナス期の到来が予想される東南アジアを中心に事業戦略を策定しており、特に医療（眼科病院経営）ビジネスとの協業については、中長期的な成長を視野に取り組んでいるところで、ベトナム、フィリピンに続き、カンボジアへの展開など、今後も積極的な投資を計画しております。一方で市場環境の厳しい地域では、既存店舗の立て直しをすすめながら不採算店を整理しており、経済状況を見極めながら事業の構造改革をすすめていく方針です。

世界紛争の影響による資源高など、先行きの不透明な情勢と事業環境が続くことが想定されますが、お客様の心配ごとに応えてまいりながら、信頼をさらに高めていくことが大切であると考えます。安心してお越しいただける居心地のよい店舗に、信頼できる社員がいること、そのための魅力ある店舗づくりのための設備投資と、一人ひとりに合わせた人材育成に、引き続き注力してまいります。

これらの各施策の実施とあわせて、グループ全社で「地球を元気にする委員会」を設置し、「ありたい未来、あるべき未来の視点から今、私たちにできること」をテーマにサステナビリティを巡る取り組みを統括的に審議しております。これらの事項は取締役会に報告され、マテリアリティ（重要課題）の特定など中長期の経営課題として審議し取り組みをすすめております。

私どもは、常に経営理念に則り、まずはお客様とその未来、社員とその未来のために、何をなすべきかを真剣に考え、強い信念をもって対処してまいります。高齢化する世界のなかで、新しいイノベーションも駆使しながら、「トキメキ」と「あんしん」を提供できる、新たな市場の創造にも取り組んでまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社30社、非連結子会社2社、関連会社1社により構成されております。主要な事業内容は眼鏡小売業であり、日本国内および海外で事業を展開しております。

(7) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

〔本店〕 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

〔本社〕 東京都港区港南一丁目6番31号

〔国内小売事業〕

地 域 名	店 舗 数	地 域 名	店 舗 数
北 海 道 ・ 東 北	44 (7)	中 国	75 (25)
関 東	183 (18)	四 国	40 (8)
中 部	84 (2)	九 州 ・ 沖 縄	41 (8)
近 畿	168 (18)	合 計	635 (86) 店舗

- (注) 1. () 内は、のれん自立店の店舗数であり内数であります。
 2. 店舗数には、株式会社金鳳堂の店舗数を含んでおります。
 3. その他、車輛による移動型店舗（クーリエ）が3店あります。

〔海外小売事業〕

地 域 名	店 舗 数	地 域 名	店 舗 数
ヨ ー ロ ッ パ	1	オ セ ア ニ ア	4
ア ジ ア	68	ア メ リ カ	4
		合 計	77 店舗

〔眼鏡製造・修理事業〕

株式会社クリエイトスリー 本社工場：福井県鯖江市
 株式会社オプトメイク福井 本社工場：福井県鯖江市

(8) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,426名	130名減

(注) 従業員数には、企業集団外への出向者21名が含まれております。
また、上記には契約社員（パートタイマー）等、1,152名（1日8時間換算）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55名	7名減	48.0歳	22.4年

(注) 従業員数には、社外への出向者21名が含まれております。
なお、上記には契約社員（パートタイマー）等、7名（1日8時間換算）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,742百万円

(注) 当社グループは、資金調達の機動性および安定性の確保を目的として上記銀行との間にグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当社および連結子会社に係る貸出コミットメントの総額は7,900百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高は1,670百万円であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 223,000,000株

② 発行済株式の総数 56,127,974株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は70,500株増加しております。

③ 株主数 15,010名

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社ルネット	26,243千株	46.76%
BNP PARIBAS MILAN/2S/JASDEC/ LUXOTTICA GROUP SPA	7,750	13.81
多根 幹雄	3,042	5.42
三城社員持株会	2,408	4.29
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	1,121	2.00
株式会社ベテルギウス	484	0.86
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	480	0.86
多根 伸彦	430	0.77
多根 路雄	334	0.60
多根 周作	334	0.60

(注) 持株比率は自己株式（7,994株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
多 根 幹 雄	代 表 取 締 役 会 長	株式会社ルネット代表取締役社長 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SA取締役会長 公益財団法人奥出雲多根自然博物館理事長
澤 田 将 広	代 表 取 締 役 社 長	
中 尾 文 彦	取 締 役 副 社 長	
岩 本 章 子	取 締 役	学校法人大阪経済大学理事
仁 野 覚	取 締 役	仏エスモード・インターナショナル代表 エスモード・ジャポン東京校代表
徳 岡 清 和	常 勤 監 査 役	
西 村 善 朗	監 査 役	株式会社ユナイテッド・パートナーズ 会計事務所代表取締役 西村善朗・税理士事務所所長
佐 田 俊 樹	監 査 役	株式会社パリミキ監査役 株式会社グッドパッチ社外監査役 株式会社レノバ社外監査役 株式会社ほぼ日社外監査役

- (注) 1. 取締役多根幹雄氏は、株式会社ルネットの代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の親会社であります。当社は同社との間で2024年7月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結し、その対価として当社の自己株式4,850,000株を交付したことにより、同社は同日付で当社の親会社となりました。
2. 取締役岩本章子氏および仁野覚氏は、社外取締役であります。
3. 監査役西村善朗氏および佐田俊樹氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役仁野覚氏および社外監査役佐田俊樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役西村善朗氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
- ① 取締役多根幹雄氏は、2024年6月19日付で株式会社パリミキアセットマネジメントの代表取締役会長を退任いたしました。
- ② 取締役中尾文彦氏は、2025年3月1日付で取締役副社長CFOから取締役副社長となりました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役多根幹雄氏、澤田将広氏、中尾文彦氏、岩本章子氏および仁野覚氏、監査役徳岡清和氏、西村善朗氏および佐田俊樹氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするため、悪意または重大な過失があった場合には補償の対象としないこととするなど、一定の措置を講じております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の取締役、監査役ならびに執行役員等の使用人（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けることとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割、地位、職責、貢献度、在任年数、業績、他社水準、従業員給与の水準の各要素を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬、および当社の株価を指標とする株式報酬とします。金銭報酬は、各連結会計年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の一定水準以上の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給することとしております。

当社の株価を指標とする株式報酬は通常型のストック・オプションであり、新株予約権の割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等を用いて公正価額を算定しており、当該株式報酬の内容・交付状況は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する事業報告の「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

なお、現在の利益水準を踏まえ、当事業年度において賞与は支給されておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬として、新株予約権による通常型のストック・オプションとし、毎年、一定の時期に付与するものとします。業務執行取締役には、中長期の企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、上位の役位ほど付与数が高まる構成とします。社外取締役および監査役は、中長期の企業価値増大および株主との共通視点を持たせることを目的とし、付与数は一律・一定数とします。

新株予約権は、職務執行の対価として発行するものであり、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとし、新株予約権の付与総数の算定方法は、各連結会計年度の業績に与える影響、ならびに保有する自己株式の数を含む資本政策、株式希釈化の影響等も考慮し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定いたします。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会（下記e.の委任を受けた代表取締役会長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。なお、基本報酬、業績連動報酬等、非

金銭報酬等の各報酬等の種類ごとの具体的な比率は、現在は8：1：1を基準としておりますが、将来の業績回復時には、基本報酬の水準を維持しつつ比率を6：2：2まで変化させることを想定しております。また各業務執行取締役の役割、地位および会社への貢献度等を総合的に勘案したうえで、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とします。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業・担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をし、決定した個人別の報酬額を指名・報酬委員会に報告しなければならないこととしております。なお、株式報酬については、上記の個人別の報酬額と同様のプロセスにより、指名・報酬委員会に原案を諮問し得た答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長多根幹雄は当社全体の事業および業績を俯瞰する立場から各取締役の職務・業績を評価することができることから、個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として設置しており、取締役会より委任を受け、社長その他取締役会で指名された者から起案される、当社および主要子会社に関する以下の審議事項について十分に審議し、取締役会に付議することとしております。

- ・取締役、代表取締役、役付取締役、執行役員、監査役の個別の人事案（選任・解任・選定・解職、職務分担に関する事項を含む。）および人事に関する基本方針案ならびに報酬制度に関する基本方針案
- ・取締役および監査役の報酬額案ならびに取締役および執行役員の個人別の具体的報酬額案（算定方法を含む。）
- ・その他取締役会からの諮問事項

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	賞 与 (業績連動報酬等)	ストック・オプション (非金銭報酬等)	
取 締 役 (うち社外取締役)	82百万円 (13)	81百万円 (13)	－百万円 (－)	1百万円 (－)	5名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (13)	21 (13)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	103 (27)	102 (27)	－ (－)	1 (－)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）です。また別枠で、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円（うち社外取締役10百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。また別枠で、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円（うち社外監査役10百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

重 要 な 兼 職 の 状 況	
取締役 岩 本 章 子	学校法人大阪経済大学理事
取締役 仁 野 覚	仏エスモード・インターナショナル代表 エスモード・ジャポン東京校代表
監査役 西 村 善 朗	株式会社コナインテッド・パートナーズ会計事務所代表取締役 西村善朗・税理士事務所所長
監査役 佐 田 俊 樹	株式会社パリミキ監査役 株式会社グッドパッチ社外監査役 株式会社レノバ社外監査役 株式会社しば日社外監査役

(注) 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 岩 本 章 子	当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席しました。国際金融、国際経済に関する専門的かつ幅広い見地から、積極的に提言、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当事業年度における当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導いたしました。
取締役 仁 野 覚	当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席しました。国際的なファッションおよび教育界における高い見識と海外各国において豊富な学校経営の経験から、積極的に提言、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 西 村 善 朗	当事業年度開催の取締役会8回の全て、また監査役会9回の全てに出席し、税理士として会計・税務の専門的な見地から取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために積極的に発言を行っております。また、監査役会において、財務・会計における適正性の確保の面から質問・発言を適宜行っております。
監査役 佐 田 俊 樹	当事業年度開催の取締役会8回のうち7回、また監査役会9回のうち8回に出席し、企業監査に関する専門的かつ幅広い見地から取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するために積極的に発言を行っております。また、監査役会において、当社の企業経営全般に関し投資家の視点も踏まえた質問・発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上と持続的な成長を目指すため、中長期の事業投資に備えた内部留保とキャッシュ・フローの状況を考慮し、財務の健全性を維持することを、資本政策の基本方針としております。

配当方針につきましては、株主の皆様当社株式を長期的かつ安定的に保有していただけるよう、継続的かつ安定した配当を実施することとし、安定した収益の創出を図り、業績に応じた配当政策の実現を目指してまいります。具体的な配当の額につきましては、経営環境および業績の現状を踏まえ、グローバルな事業展開および資本政策ならびに社会情勢を総合的に勘案して決定いたします。また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、中長期的な資本政策の観点から適宜実施を検討してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2025年5月14日開催の取締役会決議により、1株につき4円とし、2025年6月9日を支払開始日とさせていただきます。これにより当事業年度の年間配当金は、1株につき8円（中間配当金4円、期末配当金4円）となります。

内部留保につきましては、世界的な紛争やそれに伴う資源やエネルギー高などの情勢不安な状況ではありますが、どのような状況下でも、お客様に安心して来店いただける魅力ある店舗づくりに今後も取り組む予定であり、経営計画に基づき適切な設備投資を行い、中長期の業績向上に繋げてまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,141	流 動 負 債	8,655
現金及び預金	13,612	支払手形及び買掛金	1,384
受取手形及び売掛金	2,999	短 期 借 入 金	1,755
商 品 及 び 製 品	8,414	リ ー ス 債 務	19
原材料及び貯蔵品	573	1年内返済長期借入金	40
そ の 他	1,555	未 払 金	2,538
貸 倒 引 当 金	△14	未 払 法 人 税 等	386
固 定 資 産	15,844	未 払 消 費 税 等	252
有 形 固 定 資 産	6,175	契 約 負 債	773
建物及び構築物	4,174	賞 与 引 当 金	354
機 械 及 び 装 置	70	店鋪閉鎖損失引当金	2
工具、器具及び備品	1,340	そ の 他	1,148
土 地	551	固 定 負 債	1,557
リ ー ス 資 産	10	長 期 借 入 金	129
建 設 仮 勘 定	24	リ ー ス 債 務	2
そ の 他	2	退職給付に係る負債	56
無 形 固 定 資 産	483	繰 延 税 金 負 債	449
そ の 他	483	資 産 除 去 債 務	584
投資その他の資産	9,185	そ の 他	335
投資有価証券	2,763	負 債 合 計	10,213
長期貸付金	226	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	4,358	株 主 資 本	29,461
建設協力金	372	資 本 金	5,913
繰延税金資産	297	資 本 剰 余 金	6,821
そ の 他	1,346	利 益 剰 余 金	16,739
貸 倒 引 当 金	△74	自 己 株 式	△12
関係会社投資損失引当金	△103	その他の包括利益累計額	2,633
資 産 合 計	42,985	その他有価証券評価差額金	522
		為替換算調整勘定	2,111
		新 株 予 約 権	142
		非支配株主持分	535
		純 資 産 合 計	32,772
		負債及び純資産合計	42,985

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上	高 価		50,782
売 上 原 価			16,237
総 利 益			34,544
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			33,160
営 業 利 益			1,383
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	167		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	82		
受 取 手 数 料	11		
貯 蔵 品 売 却 益	80		
協 賛 金 収 入	17		
そ の 他	157		516
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	17		
支 払 手 数 料	3		
関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	21		
為 替 差 損	23		
そ の 他	133		199
経 常 利 益			1,700
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	257		
新 株 予 約 権 戻 入 益	39		297
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	41		
減 損 損 失	290		
店 舗 解 約 損 失 金	3		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3		
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	1		341
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,656
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	710		
法 人 税 等 調 整 額	20		731
当 期 純 利 益			925
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			37
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			887

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社パリミキホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 屋 浩 孝

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 井 秀 樹

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パリミキホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パリミキホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体

制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社パリミキホールディングス 監査役会

常勤監査役 徳 岡 清 和 ㊞

社外監査役 西 村 善 朗 ㊞

社外監査役 佐 田 俊 樹 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区港南一丁目6番31号 品川東急ビル 8階
AP品川 F ルーム
会場電話番号 03-3472-3109



交 通：ＪＲ各線・京浜急行線 品川駅「港南口」より 徒歩６分
※バリアフリールートをご利用の方は、
① 品川駅「港南口」より直結のペデストリアンデッキ（２階）
を「アレア品川」方面へお進みください。
② 「アレア品川」入口横のエレベーターにて１階へご移動後、
上図の点線矢印に沿って会場にお越しください。

（本総会に関するお問い合わせ先）
電話番号 03-6432-0711（当社代表）

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。